日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）

東京都公報

発行　東京都

目次

告示

○建築基準法による一団地の区域（二件）……（都市整備局市街地建築部建築指導課）…一
○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
○電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定（三件）…（建設局道路管理部監察指導課）…二
○港湾施設の臨時休場……（港湾局港湾経営部経営課）…三

公告

○街並み再生地区の指定……（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課）…三
○東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出……（環境局総務部環境政策課）…四

雑報

○東京都職員共済組合組合会互選議員選挙……（東京都職員共済組合）…四

告示

◉東京都告示第千五十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和八年十月十六日

東京都知事　小池　百合子

一　対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番	認定年月日
板橋区高島平九丁目一番一の一部、同番八及び同番十	令和八年九月十六日

二　認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁第二本庁舎三階中央）

◉東京都告示第千五十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和八年十月十六日

東京都知事　小池　百合子

一　対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番	認定年月日
大田区羽田空港二丁目の一部、一番の一部、二番、三番の一部、羽田空港三丁目一番の一部、三番一から同番十四まで、同番十五の一部及び五番	令和八年九月十八日

二　認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁第二本庁舎三階中央）

◉東京都告示第千六十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年十月十六日

東京都知事　小池　百合子

一　形質変更時要届出区域　別図のとおり（北区赤羽南二丁目地内）

二　土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類　六価クロム化合物、シアン化合物、セレン及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三　規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類　鉛及びその化合物

別図

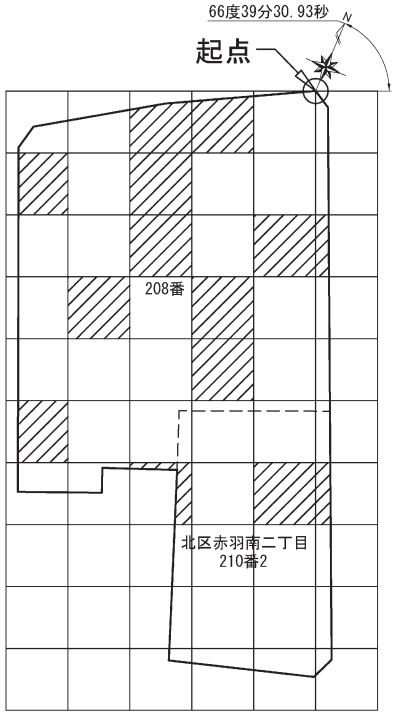

【凡例】
- 形質変更時要届出区域
- 単位区画
- 筆境界
- 調査対象地

【起点】
起点は、北区赤羽南二丁目208番の最北端とする。

【格子の回転角度（66度39分30.93秒）】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

◉東京都告示第千六十一号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

令和八年十月十六日

東京都知事　小　池　百合子

一　路線名　都道世田谷町田線

二　指定する区間　世田谷区若林三丁目百四番一地先から同区世田谷一丁目九十二番一地先まで

◉東京都告示第千六十二号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

令和八年十月十六日

東京都知事　小　池　百合子

一　路線名　都道東京丸子横浜線

二　指定する区間　大田区田園調布一丁目六百二十四番二地先から同区田園調布本町千三百七十四番六地先まで

◉東京都告示第千六十三号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

令和八年十月十六日

東京都知事　小　池　百合子

一　路線名　都道古川橋二子玉川線

二　指定する区間　目黒区中央町二丁目二千六百四十番三地内から世田谷区野沢三丁目百四十四番十地先まで

◉東京都告示第千六十四号

東京都港湾管理条例（平成十六年東京都条例第九十三号）第五条の規定により、次の港湾施設を臨時に休場する。ただし、東京湾大華火祭が中止となった場合は、休場しない。

令和八年十月十六日

東京都知事　小　池　百合子

一　種類　橋りょう附帯施設（遊歩道）
二　名称　レインボーブリッジ橋りょう附帯施設
三　休場日時　令和八年十月二十四日午後三時から午後七時まで
四　理由　東京湾大華火祭の実施に伴う混雑及び事故の防止のため

公　告

街並み再生地区の指定について

東京のしゃれた街並みづくり推進条例（平成十五年東京都条例第三十号）第六条第一項の規定に基づき、街並み再生地区（以下「地区」という。）を指定したので、次のとおり公告する。

令和八年十月十六日

東京都知事　小　池　百合子

一　地区の名称、位置、区域及び面積
神田神保町地区
千代田区神田神保町一丁目、神田神保町二丁目及び神田神保町三丁目各地内（別図のとおり）
約十四・〇ヘクタール
二　指定年月日
令和八年十月十六日